

全国救護施設協議会
会員施設長 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会
会長 大西 豊美



救護施設利用者の安全・安心で豊かな生活の確保に向けた情報提供とお願い

日頃より本会事業の推進につきまして、ご協力を賜り深謝申しあげます。

さて、すでにご承知の方もいらっしゃるかと存じますが、11月17日に岩手県宮古市の救護施設「松山荘」において、利用者が同室者を殺害し逮捕されるという事件が発生しました。現在、警察が事件に至った経緯や動機を調べており、また報道によれば県も同荘の運営や対応を調べるため生活保護法に基づく特別監査を行うとされています。

本会では、救護施設の基本理念を「障害の種類等を問わず支援を要する者がともに生きる場として、利用者を地域で生活する市民として尊重し、その基本的人権と健康で文化的な生活を保障するとともに、利用者の幸福の追求と、その人らしい豊かな生活の実現の支援に最大限努める」としております。

現在、最後のセーフティネット施設として救護施設に期待される役割が大きくなっております。本会会員施設の皆様におかれましては、今一度、利用者の安全・安心で豊かな生活の確保に向けた施設の管理運営についてご点検いただき、よりよい日々の支援にお取り組みいただきますようよろしくお願い申し上げます。

《参考》

福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（要約）

- 福祉サービスの特性から、利用者の自立的な生活を重視すればするほど「リスク」は高まるとの声もあるが、このように「自由」か「安全」かという二者択一ではなく、「より質の高いサービスを提供することによって多くの事故を未然に回避できる。」という視点。
- 事故を防止するためには、利用者全体をマスとしてとらえて提供されてきた福祉サービスをより利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供へと変えていく視点。
- どのような事象を「事故」としてとらえるかということより、「その出来事が人としての尊厳を侵すことであつたり、安全や安心を阻害しており提供するサービスの質に悪い影響を与えるものであるならば改善する必要がある」という視点。

（出典：厚労省「福祉サービスにおける危機管理に関する検討会」平成14年3月）